

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1 当認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電 話 0852-52-6181 (午前9時30分～午後5時30分)

FAX 0852-52-5296

担 当 山根 亜弥

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 当認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当グループホームの内容等

- ・介護保険事業所番号 3271100582
- ・事業者名 グループホームあしたか
- ・所在地 島根県松江市東出雲町大字出雲郷490
- ・利用定員 9名

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	職務内容
管理者	介護福祉士	1名兼務		事業所を代表し、業務を統括する。
ホーム長	介護福祉士	1名兼務		事業所を代表し、業務を統括する。
計画作成担当者	介護支援専門員	1名兼務		介護計画の作成に関する業務に当たる。
介護職員	介護福祉士 初任者研修終了	4名(うち 嘱託1名)	非常勤6名 非常勤2名	介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び援助等を行う。
事務職員		1名(兼務)		必要な事務を行う。

(3) 設備の概要

- | | |
|-----------|--|
| ① 建物構造・面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造平屋建 ・全体敷地面積 806.98㎡ ・建築面積 333.45㎡ ・延べ床面積 325.71㎡ |
| ② 居室の数と面積 | グループホーム12.825㎡ 9室 |
| ③ トイレの数 | 3箇所 |
| ④ 浴室の数と種類 | 1箇所 檜ユニットバス |
| ⑤ 台所および食堂 | リビングダイニングルーム 66.65㎡ |
| ⑥ 居 間 | 居室のほかリビングダイニングルーム |

- ⑦ 防 災 設 備 全館防火用のセンサーが設置されています。

3 サービスの内容

- ① 入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）
- ② 排泄の自立の援助
- ③ 日常生活等に関する相談及び助言
- ④ 健康状態の確認その他入居者に必要な日常生活上の世話
- ⑤ 日常生活の中での機能訓練
- ⑥ 教養娯楽、地域との交流その他レクリエーション行事

4 料金

(1) 基本分（介護報酬分）

状態区分	1日当たりの自己負担額		
	(1割)	(2割)	(3割)
要支援2	761円	1522円	2283円
要介護1	765円	1530円	2295円
要介護2	801円	1602円	2403円
要介護3	824円	1648円	2472円
要介護4	841円	1682円	2523円
要介護5	859円	1718円	2577円

初期加算 1割 30円（入居した日から30日の間加算します。） 2割 60円 3割 90円

体制強化加算 I 1割 22円/日 2割 44円/日 3割 66円/日

科学的介護推進体制加算 1割 40円/月 2割 80円/月 3割 120円/月

協力医療機関連携加算（I） 1割 100円/月 2割 200円/月 3割 300円/月

高齢者施設等感染対策向上加算（I） 1割 10円/月 2割 20円/月 3割 30円/月

介護職員等処遇改善加算 所定単位数に18.6%を乗じた単位数

身体拘束廃止取組あり

利用者の入院期間の体制対応可

退居時情報提供加算

新興感染症等施設療養費

(2) 理美容代
実費

(3) 食材料費

1日 1,350円(おやつ代100円を含む)(生活保護の方は1,300円)

(4) 家賃(減価償却を含む)

日額 1,400円

(5) 光熱水費共用分、居室分

日額 950円(生活保護の方は600円)

なお、途中入居の場合は、日割りとなります。

(6) その他の料金

- ・当該事業において供与されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

5 入退居の手続

- ・施設に直接申込みをしていただきます(直接契約)。
- ・利用申込みは「利用申込書」に必要事項を記入し、申し込んでいただきます。
- ・申込み後、ご本人との面談、入所判定委員会での調整の上決定いたします。利用が内定した後、健康診断書、ご本人の前年収入が証明できる書類が必要となります。

6 当グループホームの特徴等

(1) 事業の目的

社会福祉法人草雲会が開設するグループホームあしたかは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護(要支援)状態となった認知症高齢者に対し、家庭的な環境の下で、社会生活上の便宜の供与その他の日常の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明し、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない等利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ② 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設その他の保健医療・福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。
- ③ サービスの提供に当たっては、利用者の要介護(要支援)状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて妥当適切に処遇を行うものとする。
- ④ 提供したサービスについては、常にその質の評価を行い、その改善を図るものとする。

(3) 共同生活介護の考え方と提供方法

- ① 指定対応認知症型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行います。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的環境のなかで生活が送れることにより達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮します。
- ② 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少および痴呆の進行を緩和するよう努めます。
- ③ サービスの提供については、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対しサービスの提供方法を説明します。

(4) 選択のための情報提供

- ・サービス評価実施
- ・その公表
- ・職員研修

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備します。

採用時研修－採用後1ヶ月以内

継続研修－年数回

- ・秘密の保持

従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に入れ、徹底します。

- ・標準マニュアル作成

- ・家族等の面会制限はありません。

- ・緊急やむを得ない場合を除き、原則的には身体的拘束は行いません。

7 ホーム利用の留意事項

面 会	午後8時以降はお休みになられる方も多いため、急用以外は、ご遠慮ください。
外出・外泊	お出掛けになるときは職員への連絡をお願いいたします。 外出・外泊先で予定の変更等は連絡をいただきます。
金 銭 管 理	基本的にはご本人やご家族でお願いいたします。
持 込 み 品	居室に入る範囲内で使い慣れた日常の物をお持ちください。
宗 教	他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。
そ の 他	喫煙は所定の場所をお願いいたします。飲酒は愉快地に適量を楽しみましょう。

8 緊急時の体制

玄関にはインターホーン、玄関からの出入りは終日センサーで感知されます。

9 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画に基づき、避難訓練などを行います。火元責任者に事業所のホーム長を充て、始業時・終業時には、火元危険防止のため自主的に点検を行います。非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。

火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、

任務の遂行にあたります。防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施します。防災訓練を年2回実施します。

その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処します。

10 緊急時等における対応方法

事業所の職員は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに本人の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関及び当該利用者の家族への連絡等必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

11 事故発生時における対応

- ① 事業所の職員は、当該サービスに起因する事故が生じたときは、利用者の安全確保を図り、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、必要に応じて医療機関の受診を行う等、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

12 サービスについて意見・要望・苦情等

(1) 当グループホームの苦情対応

責任者 山根 亜弥

「苦情受付窓口」は、下記のとおりです。

担当者 山根 亜弥

電話 0852-52-6181

FAX 0852-52-5296

そのほか、社会福祉法人草雲会には「苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員」が設置されており、意見・苦情の窓口対応をしております。

・第三者委員 石倉 清己、越野 聖子

(2) 行政の苦情窓口

松江市介護保険課 電話 0852-55-5689

島根県国民健康保険団体連合会 電話 0852-21-2811

松南第2地域包括支援センター 電話 0852-52-9570

13 第三者評価について

- ① 第三者評価実施の有無
有り
- ② 実施した直近の年月日
令和6年3月19日
- ③ 実施した評価機関の名称
NPOしまね介護ネット
- ④ 評価結果の開示状況
ワムネットにて開示

14 当法人の概要

名称等 社会福祉法人 草雲会
法人設立 昭和63年
代表者 理事長 佐 草 英 利
本部所在地 〒699-0108
島根県松江市東出雲町出雲郷493
特別養護老人ホーム 東寿苑 内 電 話 0852-52-3330

- 定款の目的に定めた事業
- 1 第一種 社会福祉事業
特別養護老人ホーム東寿苑の設置経営
 - 2 第二種 社会福祉事業
老人デイサービス事業（東寿苑）
老人デイサービス事業（憩い）
老人デイサービス事業（和み館）
老人居宅介護事業
老人短期入所事業
在宅介護支援センター事業
身体障害者居宅介護等事業
知的障害者居宅介護等事業
児童居宅介護等事業
精神障害者居宅介護等事業
認知症対応型老人共同生活援助事業（あしたか）

認知症対応型共同生活介護の利用に当たり、契約書および本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 島根県松江市東出雲町出雲郷490

名称 グループホームあしたか

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印